四半期報告書

（第168期第１四半期）

自　平成23年４月１日
至　平成23年６月30日

株式会社日清製粉グループ本社

(E00346)

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 1
　第２　事業の状況 …… 2
　　１　事業等のリスク …… 2
　　２　経営上の重要な契約等 …… 2
　　３　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 2
　第３　提出会社の状況 …… 7
　　１　株式等の状況 …… 7
　　２　役員の状況 …… 9
　第４　経理の状況 …… 10
　　１　四半期連結財務諸表 …… 11
　　２　その他 …… 22
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 23

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年８月10日
【四半期会計期間】	第168期第１四半期（自　平成23年４月１日　至　平成23年６月30日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　大　枝　宏　之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長　　見　目　信　樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長　　見　目　信　樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第167期 第１四半期連結 累計期間	第168期 第１四半期連結 累計期間	第167期
会計期間		自　平成22年 ４月１日 至　平成22年 ６月30日	自　平成23年 ４月１日 至　平成23年 ６月30日	自　平成22年 ４月１日 至　平成23年 ３月31日
売上高	（百万円）	105,780	108,570	424,156
経常利益	（百万円）	8,181	7,824	27,839
四半期（当期）純利益	（百万円）	4,387	4,552	14,187
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	3,443	4,666	12,503
純資産額	（百万円）	303,356	288,026	285,249
総資産額	（百万円）	387,769	394,061	389,418
１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	17.66	18.32	57.09
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	17.66	－	57.09
自己資本比率	（％）	70.3	71.2	71.6

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．第167期第１四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）を適用し、遡及処理しております。

４．第167期第１四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定にあたり、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日）を適用し、遡及処理しております。なお、これによる影響はありません。

５．第168期第１四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第１四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成23年８月10日)現在において当社が判断したものであります。

（１）業績の状況（経営成績）及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第１四半期につきましては、３月11日に発生した東日本大震災の影響により製造業全般で生産活動が低下し、また、自粛ムードの広がりから個人消費が低迷するなど厳しい環境でしたが、主要食糧である小麦粉及び各種製品の安定供給に最大限の努力を払うと共に、製粉事業においてお客様との更なる関係強化を図るなど販売促進に努めました。一方、食品事業などにおいて、引き続き生産、物流各方面においてコストダウンに取り組みました。

そのような中、本年４月に輸入小麦の政府売渡価格が５銘柄平均18%引き上げられたことを受け、業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。また、加工食品に関しましても、７月１日から価格改定を実施することを発表いたしました。

この結果、第１四半期の業績は、製粉事業及び食品事業において出荷が好調に推移し、売上高は1,085億70百万円（前年同期比102.6%）となりました。利益面では、製粉事業におけるふすま価格の低迷や拡販施策費用の投入等により、営業利益は67億91百万円（前年同期比93.8%）、経常利益は78億24百万円（前年同期比95.6%）、また、昨年オリエンタル酵母工業㈱及び㈱ＮＢＣメッシュテックを100%子会社とした影響により四半期純利益は45億52百万円（前年同期比103.8%）となりました。

①セグメント別の売上高・営業利益概況

（製粉事業）

製粉事業につきましては、お客様との関係強化に注力し、積極的な販売促進活動に努めた結果、業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が本年４月に５銘柄平均で18%引き上げられたことを受け、本年６月に業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上の取組みを推進するとともに、安心・安全対策に注力してまいりました。

副製品であるふすまにつきましては、震災の影響もあり価格は低調に推移しました。

海外事業につきましては、昨年カナダの子会社において生産能力増強工事を実施し、積極的な拡販施策に努めたことなどにより、出荷は前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は420億80百万円（前年同期比103.3%）、営業利益は23億61百万円（前年同期比69.7%）となりました。

（食品事業）

加工食品事業につきましては、生活防衛意識の高まりから個人消費が低迷する厳しい環境にありますが、消費者の皆様のニーズにお応えした新製品の開発・上市や店頭での販売促進活動等に努めたことにより、家庭用小麦粉、プレミックス、冷凍食品等の出荷は堅調に推移し、売上げは前年を上回りました。中食・惣菜事業については、売上げ拡大に向けた取組みを推進しました。海外事業につきましては、昨年タイのプレミックス事業において生産能力増強工事及びＲ＆Ｄセンターの拡張を実施するなど、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に事業拡大に努めております。

酵母・バイオ事業の酵母事業は、総菜、マヨネーズ類の売上低調を、イースト、ミネラル酵母、パン品質改良剤等でカバーし、売上げは前年並みとなりました。バイオ事業は、培養用基材、受託飼料等が低調で売上げは前年を下回りました。

健康食品事業につきましては、厳しい市場環境が続いておりますが、通信販売を中心とした消費者向け製品の拡販等に注力し、売上げは前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は581億１百万円（前年同期比103.0%）、営業利益は38億86百万円（前年同期比112.2%）となりました。

（その他事業）

ペットフード事業につきましては、拡販に注力したものの、消費の低迷や店頭価格の下落など引き続き市場環境は厳しく、売上げは前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、自動車部品業界の需要が停滞したことで化成品の売上げは低調でしたが、ステンレスメッシュクロスの需要拡大に支えられたスクリーン印刷用メッシュクロス、産業用資材の売上げは好調で、全体の売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は83億88百万円（前年同期比97.0％）、営業利益は６億14百万円（前年同期比171.8％）となりました。

②経常利益・四半期純利益の状況

（経常利益）

金融収支尻は７億28百万円(益)で、前第１四半期連結累計期間に比べ37百万円増加しました。持分法による投資利益は１億45百万円で、前第１四半期連結累計期間に比べ32百万円減少しました。これは主に配合飼料関連会社の利益が減少したことによります。その他雑損益合計は１億58百万円(益)で、前第１四半期連結累計期間に比べ88百万円増加しました。これは主に為替差損の減少によるものです。

以上の結果、営業外損益合計では10億32百万円(益)となり、前第１四半期連結累計期間に比べ93百万円増加し、経常利益は前第１四半期連結累計期間に比べ、３億57百万円（4.4％）減の78億24百万円となりました。

（四半期純利益）

特別利益は70百万円、特別損失は89百万円で差引特別損益は19百万円(損)となり、税金等調整前四半期純利益は前第１四半期連結累計期間に比べ１億94百万円減の78億４百万円となりました。特別利益は固定資産売却益であり、特別損失の主なものは固定資産除却損43百万円、投資有価証券評価損43百万円であります。

税金等調整前四半期純利益から、法人税等30億22百万円、昨年オリエンタル酵母工業㈱及び㈱ＮＢＣメッシュテックを100％子会社とした影響等により前第１四半期連結累計期間に比べ２億22百万円減少した少数株主利益２億30百万円を差し引き、四半期純利益は45億52百万円と、前第１四半期連結累計期間に比べ１億64百万円（3.8％）増となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第１四半期連結累計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題はありません。

なお、当四半期報告書提出日（平成23年８月10日）現在までの状況も含めて記載しております。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①　基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成21年６月25日開催の第165回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

１）取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記６）)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、必要に応じて回答期限を設定し情報提供を要請することができるものとします。

「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与えうる影響その他下記４）ア）ないしキ）記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

２）取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。

３）企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には、当該理由の開示がなされるものとします。

４）企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

ア）下記のいずれの類型にも該当しないこと

(a)株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

(b)当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為

(c)当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d)当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為

(e)その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

イ）当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
ウ）当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
エ）当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手続に即した真摯な対応がなされていること
オ）当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
カ）当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
キ）その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

5）取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

6）特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨の開示のほか、本新株予約権の無償割当基準日、無償割当効力発生日その他新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。
無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の３営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

7）本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式１株につき本新株予約権１個の割合で割り当てることとし、本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、２株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

8）本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④　取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1）本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成21年６月25日開催の第165回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。

2）当社取締役の任期は１年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、１回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。

3）本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。

４）上記③４）ア）ないしキ）記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

５）本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。

６）株主総会の承認決議の有効期間を、決議から３年に設定しております。３年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

７）本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年５月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

（４）研究開発活動

当第１四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、14億37百万円であります。

（５）経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。

（６）経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)（平成23年６月30日）	提出日現在発行数(株)（平成23年８月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	251,535,448	251,535,448	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
計	251,535,448	251,535,448	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成23年６月30日	―	251,535	―	17,117	―	9,500

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成23年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,978,000	―	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
	(相互保有株式) 普通株式　327,000	―	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,748,500	493,497	同上
単元未満株式	普通株式1,481,948	―	―
発行済株式総数	251,535,448	―	―
総株主の議決権	―	493,497	―

（注）１　「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び７株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が４個含まれております。

２　「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社　　553株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社　　129株

②【自己株式等】

平成23年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
自己株式					
株式会社日清製粉グループ本社	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地	2,978,000	－	2,978,000	1.18
相互保有株式					
石川株式会社	神戸市兵庫区島上町一丁目２番10号	139,500	－	139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭２番８	103,000	－	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	－	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原一丁目19番17号	5,500	－	5,500	0.00
計	―	3,305,000	－	3,305,000	1.31

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間（平成23年４月１日から平成23年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成23年４月１日から平成23年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （平成23年６月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,938	50,037
受取手形及び売掛金	57,919	54,130
有価証券	24,744	29,847
たな卸資産	43,059	48,945
その他	11,875	14,982
貸倒引当金	△323	△293
流動資産合計	195,213	197,649
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	43,253	44,551
機械装置及び運搬具（純額）	28,438	28,201
土地	34,098	34,310
その他（純額）	4,665	5,121
有形固定資産合計	110,456	112,185
無形固定資産	3,756	3,753
投資その他の資産		
投資有価証券	69,597	69,855
その他	10,547	10,774
貸倒引当金	△153	△156
投資その他の資産合計	79,991	80,473
固定資産合計	194,204	196,412
資産合計	389,418	394,061

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （平成23年６月30日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,634	41,134
短期借入金	2,866	3,164
未払法人税等	4,992	3,198
引当金	258	65
未払費用	15,418	11,403
その他	14,258	16,928
流動負債合計	74,429	75,893
固定負債		
長期借入金	145	854
引当金		
退職給付引当金	9,360	9,341
その他の引当金	1,971	2,041
引当金計	11,331	11,382
繰延税金負債	11,371	11,112
その他	6,890	6,792
固定負債合計	29,739	30,141
負債合計	104,168	106,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,450	9,452
利益剰余金	239,380	241,446
自己株式	△3,171	△3,168
株主資本合計	262,776	264,849
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,205	17,796
繰延ヘッジ損益	99	△24
為替換算調整勘定	△2,281	△1,938
その他の包括利益累計額合計	16,023	15,833
新株予約権	138	151
少数株主持分	6,311	7,191
純資産合計	285,249	288,026
負債純資産合計	389,418	394,061

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）
売上高	105,780	108,570
売上原価	70,836	73,908
売上総利益	34,943	34,661
販売費及び一般管理費	27,699	27,869
営業利益	7,243	6,791
営業外収益		
受取利息	70	52
受取配当金	639	697
持分法による投資利益	177	145
その他	210	232
営業外収益合計	1,097	1,127
営業外費用		
支払利息	18	20
為替差損	106	43
その他	33	30
営業外費用合計	158	94
経常利益	8,181	7,824
特別利益		
固定資産売却益	－	70
受取賠償金	33	－
特別利益合計	33	70
特別損失		
固定資産除却損	163	43
投資有価証券評価損	－	43
減損損失	45	－
その他	7	2
特別損失合計	215	89
税金等調整前四半期純利益	7,999	7,804
法人税等	3,159	3,022
少数株主損益調整前四半期純利益	4,840	4,782
少数株主利益	452	230
四半期純利益	4,387	4,552

【四半期連結包括利益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）
少数株主損益調整前四半期純利益	4,840	4,782
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,847	△408
繰延ヘッジ損益	△182	△76
為替換算調整勘定	726	426
持分法適用会社に対する持分相当額	△92	△57
その他の包括利益合計	△1,396	△116
四半期包括利益	3,443	4,666
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,834	4,362
少数株主に係る四半期包括利益	609	303

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）
(1) 連結の範囲の重要な変更 前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった阪神サイロ㈱は、株式の追加取得により当第１四半期連結会計期間から連結子会社となりました。 (2) 持分法適用の範囲の重要な変更 前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった阪神サイロ㈱は、連結子会社となったため、当第１四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）
（会計方針の変更） 当第１四半期連結会計期間より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日）を適用しております。 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、この変更による影響はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）
税金費用の計算	税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【追加情報】

当第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）
当第１四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 （平成23年３月31日）		当第１四半期連結会計期間 （平成23年６月30日）	
（従業員住宅ローン）	123百万円	（従業員住宅ローン）	103百万円
（関係会社）		（取引先関係）	
阪神サイロ㈱	480百万円	日本バイオ㈱	164百万円
（取引先関係）			
日本バイオ㈱	164百万円		
計	768百万円		267百万円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）
減価償却費	3,237百万円	3,199百万円
のれんの償却額	－	6百万円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

１．配当に関する事項

（配当金支払額）

平成22年６月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額　2,982百万円
② １株当たり配当額　12円
③ 基準日　平成22年３月31日
④ 効力発生日　平成22年６月28日
⑤ 配当の原資　利益剰余金

２．株主資本の金額の著しい変動

当第１四半期連結累計期間における剰余金の配当については「１．配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年６月30日）

１．配当に関する事項

（配当金支払額）

平成23年６月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額　2,485百万円
② １株当たり配当額　10円
③ 基準日　平成23年３月31日
④ 効力発生日　平成23年６月29日
⑤ 配当の原資　利益剰余金

２．株主資本の金額の著しい変動

当第１四半期連結累計期間における剰余金の配当については「１．配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額（注３）
	製粉	食品	計				
売　上　高							
外部顧客への売上高	40,726	56,403	97,129	8,650	105,780	－	105,780
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,961	125	5,086	618	5,705	△5,705	－
計	45,687	56,529	102,216	9,268	111,485	△5,705	105,780
セグメント利益	3,388	3,463	6,852	358	7,210	33	7,243

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

２　セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

３　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年６月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額（注３）
	製粉	食品	計				
売　上　高							
外部顧客への売上高	42,080	58,101	100,181	8,388	108,570	－	108,570
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,264	114	5,378	622	6,000	△6,000	－
計	47,344	58,216	105,560	9,010	114,571	△6,000	108,570
セグメント利益	2,361	3,886	6,248	614	6,863	△71	6,791

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

２　セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

３　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成23年４月１日 至　平成23年６月30日）
(1) １株当たり四半期純利益	17円66銭	18円32銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益（百万円）	4,387	4,552
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	4,387	4,552
普通株式の期中平均株式数（株）	248,490,894	248,491,842
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益	17円66銭	－
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（株）	10,463	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（注）当第１四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（会計方針の変更）

当第１四半期連結会計期間より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日）を適用しております。

潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

（重要な後発事象）

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

（オリエンタル酵母工業株式会社の普通株式の公開買付け）

当社は、平成22年７月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるオリエンタル酵母工業株式会社（以下「オリエンタル」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成22年７月30日より本公開買付けを開始しております。

１．本公開買付けの目的等

オリエンタルは、昭和４年に、当社創業者等の発起により日本初の製パン用のイーストメーカーとして設立されました。その後はイーストを始めとする各種食品素材の提供から、飼料、さらにはバイオ関連分野へと事業を拡大してまいりました。このような経緯のもと、現在、同社は食品事業及びバイオ事業を主な事業として営んでおり、国内市場では確固たるプレゼンスを築いております。

また、少子高齢化による国内市場の縮小に対応した国際化の更なる進展を踏まえ、差別性のある新技術・新製品の開発及び営業力の強化とともに、今後の海外戦略の重要性を強く認識し、各種施策を推進しております。

しかし、世界的な景気悪化の影響を受け、引き続き個人消費が低迷しており、同社を取り巻く経済環境につきましては依然として厳しい状況が続いております。このような厳しい市場環境を克服し、今後持続的かつ長期的な収益基盤を確立していくためには、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践するとともに、新製品・新技術開発等への共同での取組みや、営業面における連携強化、また、同社が有する酵素技術の当社グループ各事業での活用等、当社と同社がこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。この点を踏まえ、当社は同社との間で協議を重ねてまいりました結果、当社グループの100％子会社として経営を行うことが、同社の長期的な企業価値の向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至りました。

２．オリエンタル酵母工業株式会社の概要

（１）名　称	オリエンタル酵母工業株式会社
（２）所在地	東京都板橋区小豆沢三丁目６番10号
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　中村　隆司
（４）事業内容	製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造・販売及びライフサイエンス事業
（５）資本金	2,617百万円
（６）設立年月日	昭和４年６月30日
（７）発行済株式総数	普通株式　33,171,087株

３．本公開買付けの概要

当社は、平成22年７月29日開催の取締役会において、オリエンタルを当社の100％子会社とすることを目的として、同社の発行済普通株式の全て（当社が既に所有している同社の普通株式及び同社が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。なお、オリエンタルは、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及びオリエンタルの株主の皆様が本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行っております。

（１）買付予定の株券等の数	普通株式　18,635,624株
（２）買付け等の期間	平成22年７月30日～平成22年９月13日
（３）買付け等の価格	普通株式１株につき、800円
（４）買付代金	14,908百万円
（５）決済の開始日	平成22年９月21日

４．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、オリエンタルを当社の100％子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の会社法に基づく一連の手続により、同社の発行済株式の全て（当社が既に所有している同社の普通株式及び同社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

（株式会社ＮＢＣメッシュテックの普通株式の公開買付け）

当社は、平成22年７月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ＮＢＣメッシュテック（以下「ＮＢＣ」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成22年７月30日より本公開買付けを開始しております。

１．本公開買付けの目的等

昭和９年に当社創業者等により小麦製粉用の篩網（ふるいあみ）の国産化を目指し設立されたＮＢＣは、その後メッシュテクノロジーの進化と発展、製品化を追求し続けており、スクリーン印刷用メッシュクロスや化成品事業を拡大し、マーケットのニーズに柔軟にこたえてまいりました。現在、製品群は数千種類に及んでおり、極細モノフィラメント糸を使用した高メッシュ製品は、世界屈指の独自製造技術により生産されています。

事業環境に関しましては、金融危機に端を発した景気低迷が長期化する中、得意先関連業界であるプリント基板業界は、需要減少に対応するための工場集約など生産体制の再構築を進めております。同じく主要な得意先業界である自動車部品業界でも、一部を除き、世界的に厳しい状況となっております。また、大きく変動する原・燃料コストや国内の少子高齢化など、事業を取り巻く環境やマーケットの変化はますます複雑化しております。このような環境下で、同社は、同社の成長を支え、新領域への事業拡張を含めた今後の展開の原動力となる研究開発の推進を図るほか、海外市場への積極的な展開、国内市場の販売力強化、生産・購買部門における徹底したコストダウンを進め、収益力向上に努めております。

しかし、このような厳しい事業環境の中、同社が持続的な成長を図るためには、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践するとともに、同社が事業の基盤とする世界屈指の技術力・開発力を今後とも保持・向上し、競合他社に対して優位性を確保するためには、必要な資金、人材等の経営資源を安定的、かつタイムリーに調達できる体制を確保する必要があり、当社と同社がこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。この点を踏まえ、当社は同社との間で協議を重ねてまいりました結果、当社グループの100％子会社として経営を行うことが、同社の長期的な企業価値の向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至りました。

２．株式会社ＮＢＣメッシュテックの概要

（１）名　称	株式会社ＮＢＣメッシュテック
（２）所在地	東京都日野市豊田二丁目50番地の３
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　石塚　昭夫
（４）事業内容	メッシュクロス、成形フィルターの製造・販売
（５）資本金	1,992百万円
（６）設立年月日	昭和９年11月６日
（７）発行済株式総数	普通株式　9,309,000株

３．本公開買付けの概要

当社は、平成22年７月29日開催の取締役会において、ＮＢＣを当社の100％子会社とすることを目的として、同社の発行済普通株式の全て（当社及び当社の完全子会社である日清アソシエイツ株式会社、日清エンジニアリング株式会社及び日清トレーディング株式会社（以下、４社を総称して「公開買付者ら」といいます。）が既に所有している同社の普通株式並びに同社が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。なお、ＮＢＣは、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及びＮＢＣの株主の皆様が本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行っております。

（１）買付予定の株券等の数	普通株式　4,591,786株
（２）買付け等の期間	平成22年７月30日～平成22年９月13日
（３）買付等の価格	普通株式１株につき、1,395円
（４）買付代金	6,406百万円
（５）決済の開始日	平成22年９月21日

４．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、ＮＢＣを当社の100％子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の会社法に基づく一連の手続により、同社の発行済株式の全て（公開買付者らが既に所有している同社の普通株式及び同社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年６月30日）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年８月10日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長　大　枝　宏　之　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星　野　正　司　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會　田　将　之　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　本　知　香　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成23年４月１日から平成23年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成23年４月１日から平成23年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成23年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。